様式第3号(第5条関係)

緊急通報装置使用貸借契約書

粕屋町長（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に緊急通報装置の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸借の装置）

第１条　甲は、乙に次の装置の貸付けを行う。

　（１）緊急通報装置

（２）ペンダント型無線発信機

（装置の管理）

第２条　乙は、細心の注意をもって装置を使用しなければならない。

　　２　乙は、装置の現状を変更若しくは転貸し、又は、その他の目的以外に使用してはならない。

　　３　乙は、装置の全部または一部を破損し、又は、滅失した場合には直ちにその状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。

　　４　乙は、その責に帰すべき理由により、機器の不具合が生じたときや、機器を毀損又は滅失したときは、速やかに乙の負担と責任で補修・復旧、又はその損害を賠償するものとする。

（費用の負担等）

第３条　乙は、次の各号に該当する場合は、その設置又は修復に要した費用を負担しなければならない。

1. 緊急通報装置の設置等に際して、事業者が行う標準的な範囲を超えて作業を行ったとき。
2. 乙がその責めに帰すべき事由により緊急通報装置を破損し、又は滅失させたとき。
3. 乙が自己の都合により緊急通報装置を移動させたとき。

２　緊急事態対応のため関係機関の者、協力者等が自宅に立ち入る際、やむを得ず住居等に破損が生じた場合又は救急搬送後の自宅において損害が発生した場合、その修繕等に係る経費は、すべて乙の負担とする。

（規程との関係）

第４条　この契約書に定めなき事項については、粕屋町緊急通報装置貸付規程の定めるところによる。

（協　議）

第５条　この契約書並びに規程に定めなき事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約書の証として、本書２通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　甲　粕屋町駕与丁一丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　乙　粕屋町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞